

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日の翌日)

目 次

◇ 告 示 結核予防法による医療機関の指定(二件)

被爆者一般疾病医療機関の指定

林業種苗法による生産事業者の登録

土地改良区の役員の就退任

土地改良事業の認可(八件)

基本測量の実施

公共測量の実施

開発行為に関する工事の完了(二件)

◇ 告 示 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催

告 示

鳥取県告示第八百八十四号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定に

基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和五十一年十一月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指 定 年 月 日	医 療 機 関 名	所 在 地
昭和五十一年十月一日	本 家 内 科	八頭郡若桜町大字浅井 二五九番地三
昭和五十一年十一月八日	林 循 環 器 内 科 消化器	鳥取市田園町四丁目 一六八番地一

鳥取県告示第八百八十五号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和五十一年十一月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指 定 年 月 日	医 療 機 関 名	所 在 地
昭和五十一年十月一日	池畑齒科医院	米子市茶町二五番地

鳥取県告示第八百八十六号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとお

り指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十一年十一月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指 定 年 月 日	昭 和 五 十 一 年 十 一 月 八 日	名 称	林 循 環 器 内 科 消 化 器	所 在 地	鳥 取 市 田 園 町 四 丁 目 一 六 八 〇 一
-----------	-----------------------	-----	-------------------	-------	-----------------------------

鳥取県告示第八百八十七号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定に基づき、生産事業者の登録をしたので、同法第十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年十一月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業名称	事業所の所在地
百九十	小椋智恵子	東伯郡三朝町大字木地山二八二番地	穂の採取並びに苗木の育成	小椋智恵子 苗畑	東伯郡三朝町 大字木地山
百九十一	小椋 忠治	東伯郡三朝町大字木地山四〇番地	穂の採取並びに苗木の育成	小椋 忠治 苗畑	東伯郡三朝町 大字木地山

鳥取県告示第八百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十一年十一月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

殿河内土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

- 理事 野 間 喜 輔 西伯郡中山町殿河内四五七
- 野 塚 典 正 四六九
- 野 口 清 橋 四七三
- 野 口 熊 蔵 四二七
- 野 口 千 代 子 四八〇
- 監 事 高 口 若 光 三九八
- 野 口 正 光 四七〇

任期満了により退任

殿河内土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

- 理事 野 間 喜 輔 西伯郡中山町殿河内四五七
- 高 塚 典 正 四六九
- 野 口 清 橋 四七三
- 野 口 熊 蔵 四二七

野口 千代子 四八〇
 監事 高口 若光 三九八
 野口 正光 四七〇
 昭和五十一年二月十五日開催の総会において総選挙の結果当選し、昭和五十一年二月十五日就任 任期四年

国府土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 中山 音松 岩美郡国府町大字広西三七一

昭和五十一年八月五日組合員資格喪失のため退任

大鴨土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 山本 寿雄 倉吉市鴨河内二五二〇一一

澁谷 信好 二〇八四

石賀 堅治 福山二三四

谷本 正雄 石塚二二六

安井 一郎 上古川一三八一一

谷口 友市 三七三

藤井 茂 蔵内七八一一

木田 吉蔵 小鴨四四三

森石 秀春 二〇六一一

米田 剛 中河原六〇五

山本 辰夫 北野四九八

水谷 好雄 生田四〇六
 藤井 信雄 西倉吉町一六〇一二
 前田 清蔵 福守町五五五
 上山 正 秋喜一四四
 任期满了により退任

大鴨土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 山本 寿雄 倉吉市鴨河内二、五二〇一一

澁谷 信好 二、〇八四

石賀 堅治 福山二三四

石田 正二 石塚二四七

安井 一郎 上古川一三八一一

荻原 久雄 三一九

藤井 茂 蔵内七八一一

木田 吉蔵 小鴨四四三

森 幸雄 一七四一二

米田 剛 中河原六〇五

山本 辰夫 北野四九八

水谷 好雄 生田四〇六

藤井 信雄 西倉吉町一六〇一二

永田 利治 福守町五四四

上山 正 秋喜一四四

昭和五十一年七月二十一日開催の総代会において総選挙の結果当選し、

昭和五十一年八月九日就任 任期三年

数津土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 井戸垣 納太郎 鳥取市数津一三〇番地

山根 頼男 一九四二

西尾 秋夫 一六四

井戸垣 美親 一三二

竹間 由時 一三五

山根 裕 一四八

中島 義之 一五六

山根 謙之助 一六〇

石谷 一郎 一五一

任期満了により退任

数津土地改良区

就任した役員の名及び住所

理事 井戸垣 納太郎 鳥取市数津一三〇番地

山根 頼男 一九四二

西尾 秋夫 一六四

山根 裕 一四八

井戸垣 美親 一三二

竹間 由時 一三五

中島 義之 一五六

監事 山根 謙之助 一六〇

石谷 一郎 一五一

昭和五十年五月二十五日開催の通常総会において総選挙の結果当選し、昭和五十年六月三十日就任 任期二年

鳥取県告示第八百八十九号

関金町から申請のあった町営土地改良(堀地区は場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年十一月五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年十一月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百九十号

倉吉市から申請のあった市営土地改良(古川沢地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年十一月五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年十一月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百九十一号

倉吉市から申請のあった市営土地改良(藤ヶ森地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項にお

いて準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年十一月五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年十一月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百九十二号

日吉津村から申請のあつた村営土地改良(今吉地区農道整備と併せて行う農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年十一月五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年十一月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百九十三号

気高町から申請のあつた町営土地改良(下石地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年十一月五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年十一月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百九十四号

日野町から申請のあつた町営土地改良(カジヤ原地区農道整備)事業は、

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年十一月五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年十一月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百九十五号

気高町から申請のあつた町営土地改良(奥沢見地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年十一月五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年十一月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百九十六号

日吉津村から申請のあつた村営土地改良(富吉地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年十一月五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年十一月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百九十七号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定に基づき、

建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十一年十一月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 作業種類

基本測量(二万五千分の一基本図修正測量)

二 作業期間

昭和五十一年十二月六日から昭和五十一年十二月十一日まで

三 作業地域

西伯町、会見町、江府町、溝口町、日野町及び日南町

鳥取県告示第八百九十八号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定に基づき、日本国有鉄道から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により告示する。

昭和五十一年十一月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 作業種類

公共測量(水準測量及び平面測量)

二 作業期間

昭和五十一年十一月十五日から昭和五十二年三月三十一日まで

三 作業地域

米子市祇園町及び陰田町

鳥取県告示第八百九十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十一年十一月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十一年八月二日 鳥取県指令受米土維第六百六十八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

西伯郡日吉津村大字日吉津

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東伯郡赤碕町大字竹内五七四番地

谷 本 茂

鳥取県告示第九百号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十一年十一月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十一年九月六日 鳥取県指令受米土維第七百五十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

公 告

米子市東福原字沖林の1
 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 米子市米原一三二三番地の四
 有限会社田本建設
 代表取締役 田本繁雄

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

昭和51年11月12日

鳥取県公安委員会委員長 松 岡 新 平

1 開催の日時及び場所

日 時	場 所	受 講 対 象 者
昭和51年12月2日 午後1時から	米子警察署会議室	米子、境港、溝口、黒坂及び八橋の各警察署の管内に居住する者
昭和51年12月7日 午後1時から	鳥取警察署会議室	鳥取、岩美、郡家、智頭、浜村及び倉吉の各警察署の管内に居住する者

2 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用

途に供するため、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの。ただし、昭和41年6月7日以後の狩猟者講習会における講習を受け、乙種又は丙種の狩猟者講習修了証明書を有する者を除く。

3 講習課目及び講習時間

猟銃及び空気銃の所持に関する法令 2時間

猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い 1時間

4 考査

講習終了後講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講の申込み

所定の受講申込書を受講日の5日前までに住所地在を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 携行品

(1) 筆記用具

(2) 猟銃等講習会開催手数料の額(500円)に相当する鳥取県収入証紙

(3) 印